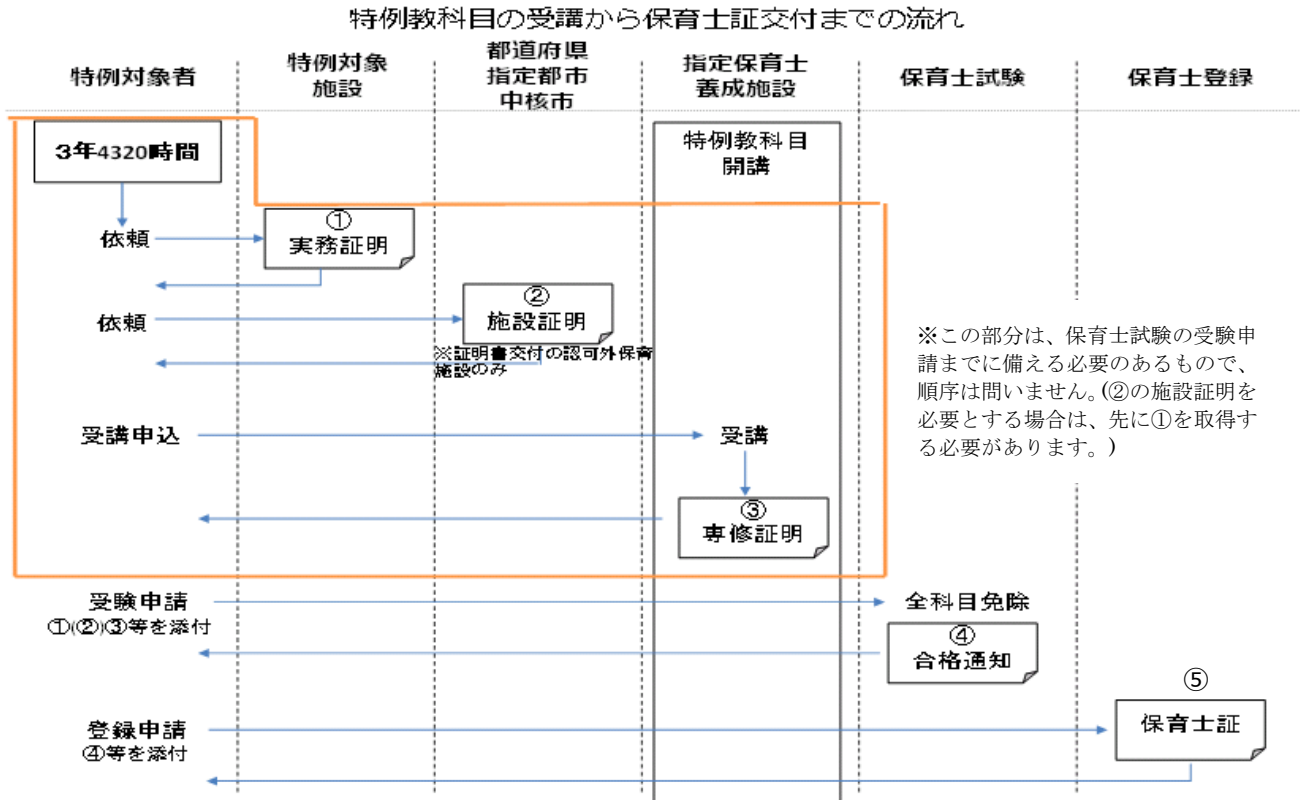


特例制度による保育士資格取得までの流れ



厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)

「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」より

特例教科目を受講し、本校からの専修証明(図③)を受取後は、各自で以下のA、Bの手続きが必要です。

A 保育士合格通知(図④)申請・受取について

都道府県または、**保育士試験事務センター**に問い合わせて、申請し手続きを行ってください。

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター
 〒171-8536
 東京都豊島区高田 3-19-10
 0120-4194-82(月～金 10:00～18:00)
 Shiken@hoyokyo.or.jp

B 保育士登録について(保育士証(⑤)受取)

社会福祉法人 日本保育協会 ホームページ (<http://www.hoikushi.jp/>) の「保育士登録申請手続き」画面より、各自「保育士登録の手引き」を取り寄せて、手続きを行ってください。

問い合わせ先は、**登録事務処理センター**です。

社会福祉法人 日本保育協会 登録事務処理センター
 〒102-0083
 東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6階
 電話 03-3262-1080